

江府町告示第3号

江府町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の制定をここに公布する。

令和7年1月20日

江府町長 白石祐治



江府町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江府町空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（業務の方法のほか、人員の配置、個人情報保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定等)

第3条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 第9条の規定により、指定を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しないものでないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと
  - ア 未成年者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。

(6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 町長は、申請者を支援法人として指定をする場合は、江府町空家等管理活用支援法人指定(更新)通知書(様式第2号)により、指定をしない場合は、江府町空家等管理活用支援法人不指定(更新)通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(指定の有効期間及び更新)

第4条 前条第1項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。

2 支援法人は、前条第1項に掲げる要件を満たしている状況にあって、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日の1か月前までに指定の更新申請をしなければならない。

3 第2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第2条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第1項各号列記以外の部分中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第2項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年とする。

(名称等の変更)

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第6号)により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を町長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、事業年度終了後、当該年度の翌年度の4月末日までに業務実施状況報告書（様式第7号）、収支決算書及び最新の貸借対照表を町長に提出するものとする。

（改善命令）

- 第8条 町長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

- 第9条 町長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。
- 2 町長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消通知書（様式第8号）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

江府町長 様

（法人の住所）

（法人の名称又は称号）

（代表者氏名）

（事務所又は営業所の所在地）

（電話番号）

江府町空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人の指定（更新）を受けたいので、下記のとおり、誓約事項を誓約のうえ申請します。

記

1 誓約事項

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (2) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 未成年者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

2 空家等管理活用支援法人として行おうとする業務

- 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
- 委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
- 委託に基づく、空家等の所有者等の探索
- 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- その他空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

（裏面に続く）

### 3 添付書類

- 定款
- 登記事項証明書
- 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（業務の方法、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

※ 該当する□に✓印を記入してください。

発江住第 号  
年 月 日

様

江府町長  
(公 印 省 略)

江府町空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項の規定による空家等管理活用支援法人として指定（更新）します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定に当たっての要件その他の事項：

以上

発江住第 号  
年 月 日

様

江府町長  
(公 印 省 略)

江府町空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書

年 月 日付けの空家等管理活用支援法人の指定（更新）申請については、次の理由により指定（更新）しないことに決定しましたので通知します。

理由

--

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

江府町長 様

(空家等管理活用支援法人の名称又は称号)

(代表者氏名)

名称等変更届出書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第3項の規定により届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は称号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※ 該当する□に、印を記入してください。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

江府町長 様

（空家等管理活用支援法人の名称又は称号）

（代表者氏名）

業務変更届出書

江府町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

変更予定日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

江府町長 様

(空家等管理活用支援法人の名称又は称号)

(代表者氏名)

業務廃止届出書

空家等管理活用支援法人の業務を廃止したので、江府町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

廃止日	年 月 日
廃止の理由	

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

江府町長 様

（空家等管理活用支援法人の名称又は称号）

（代表者氏名）

業務実施状況報告書

江府町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第7条第1項の規定により報告します。

実施年度	
実施状況	

- ※ 記載しきれない場合は、任意の別紙に記載のうえ、添付してください。
- ※ 実施状況が分かる資料がある場合は添付してください。

発江住第 号  
年 月 日

様

江府町長  
(公 印 省 略)

指定取消通知書

江府町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第9条第1項の規定により、空家等管理活用支援法人の指定を取り消します。

指定取消日	年 月 日
取消しの理由	